## 東京外国語大学ボランティア活動スペース要項

平成26年 2月19日 規 則 第 10 号

改正 平成28年 3月25日規則第65号 平成31年 3月20日規則第87号

(設置)

第1条 東京外国語大学(以下「本学」という。)に、学生の自発性、自主性を涵養するとともに、 市民社会の一員としての自覚と実践的知を育むため、学生のボランティア活動の支援及び推進するボランティア活動スペース(以下「VOLAS」という。)を置く。

(所掌業務)

- 第2条 VOLASは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学生ボランティア活動に関する情報、経験の蓄積及び提供
  - (2) 学生ボランティア活動に関する企画及び実施支援
  - (3) 学生ボランティア活動への指導及び助言
  - (4) 学生ボランティア活動に関する学内の調整、学外諸団体との連絡及び調整
  - (5) その他ボランティア活動に関する業務
- 2 前項の実施に関して、方針及び計画等その他の重要事項は、学生支援マネジメント・ オフィスの議を経るものとする。

(組織)

- 第3条 VOLASに室長を置き、学生支援マネジメント・オフィス長(以下「オフィス 長」という。)の指名する者をもって充てる。
- 2 VOLASに、必要な室員及びVOLASボランティアコーディネーターと事務職員 を置く。
- 3 前項の室員は本学教員のうち、オフィス長の指名する者をもって充てる。 (任期)
- 第4条 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 現に室長又は室員である者が任期途中で構成員でなくなった場合の後任者の任期は、 前任者の残任期間とする。ただし、オフィス長の任期を超えることはできない。

(実施チーム会議)

- 第5条 ボランティア活動を円滑に実施するため、VOLAS実施チーム会議を置く。
- 2 VOLAS実施チーム会議に関する事項は、学生支援マネジメント・オフィスの議を 経てオフィス長が定める。

(事務)

第6条 VOLASに関する庶務は、学務部学生課において処理する。

(細目)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。